株式会社青森製作所及び和歌山精器株式会社の 会社更生手続開始申立てについて

平成16年2月13日株式会社産業再生機構

本日、株式会社青森製作所及び和歌山精器株式会社について、会社更生手続開始の申立てがなされました。

上記両社は、平成 16 年 1 月 28 日に、株式会社産業再生機構が行った、株式会社産業再生機構法(平成 15 年法律第 27 号)第 22 条第 3 項に規定する支援決定の対象事業者である株式会社金門製作所等の関係会社であります。

しかし、上記両社はいずれも上記支援決定の対象事業者とはされておらず、また、上記両社を被申立会社とする会社更生手続開始申立ては、想定の範囲内のものであります。したがって、このことによって株式会社金門製作所等の事業再生に何ら影響を及ぼすことはありません。

【お問合せ先】

〒100-0005 東京都千代田区丸の内 3-3-1 新東京ビル 9 階 株式会社産業再生機構 企画調整室

電話番号 03-6212-6437